

殺傷武器輸出解禁

1 武器輸出規制の経過

- 1967. 4 佐藤内閣：「武器輸出三原則」表明
共産圏・紛争当事国等への武器輸出禁止
- 1976. 2 三木内閣：西側諸国への武器輸出も「慎む」と全面禁輸政策
「わが国は兵器を輸出してカネを稼ぐほど落ちぶれていない」（宮沢喜一外相）
- 1983. 1 中曽根内閣：米国向け武器技術供与を例外として容認
- 2004. 12 小泉内閣：米国との弾道ミサイル防衛（BMD）システム共同開発生産を例外対象に追加
- 2011. 12 野田内閣：三原則を緩和。
戦闘機などの国際共同開発・生産への参加、平和貢献・国際協力のための防衛装備品の海外移転を認める。
- 2014. 4 安倍内閣：「武器輸出三原則」→「防衛装備移転三原則」
①紛争当事国などを除く、②輸出を認める場合を限定し厳格審査する、③輸出先に適正管理を義務づけ。
輸出品目を非戦闘目的の5累計（救護、輸送、警戒、監視、掃海）に限定。
- 2023. 12 岸田内閣：「防衛装備移転三原則」の運用指針を改訂
 - 外国企業に特許料を払って国内で製造する「ライセンス生産品」の完成品輸出解禁。
 - 英国、イタリアと共同開発・生産する次期戦闘機の第三国移転を解禁。
- 2026. 4 高市内閣：「防衛装備移転三原則」と運用指針を全面改訂
 - 国会の関与なく、閣議と国家安全保障会議だけで決定。
 - 輸出拡大により、安全保障分野で他国との協力促進を図り、日本の抑止力向上につなげる考え。国内防衛産業の基盤強化も目指す。
 - 防衛装備品（「武器」→戦闘機、護衛艦、潜水艦など、「非武器」→防弾チョッキ、ヘルメットなど）の輸出を原則として容認。
 - 輸出先：「防衛装備品・技術移転協定」を締結する国（現在 17 国）のみ。但し条約ではないため、政府の判断だけで追加可能。
 - 「現に戦闘が行われていると判断される国」への輸出は原則不可だが、「特段の事情」があれば輸出を認める。e x. 「戦闘中の米軍がインド太平洋地域で態勢を維持するため、日本の装備品を必要としている場合」
 - 輸出決定に対し、国会の事前承認は不要とし、国会議員に文書を配布する事後通知で対応。

2 今後、輸出が想定される殺傷兵器

- 護衛艦「もがみ」型能力向上型 → ニュージーランドが関心
- 中古護衛艦「あぶくま」型 → フィリピンが関心
- 中古潜水艦「おやしお」型 → インドネシアが関心
- 防空ミサイル03式中距離地对空誘導弾 → フィリピンが関心